

休眠預金等活用法に基づく休眠預金の取扱いについて（お知らせ）

平成 30 年 1 月 1 日より「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が施行されます。対象となる預金は法施行日（平成 30 年 1 月 1 日）時点で 9 年間動きのない預金から対象となります。



具体的な最終異動日

○ 普通預金の最終異動日

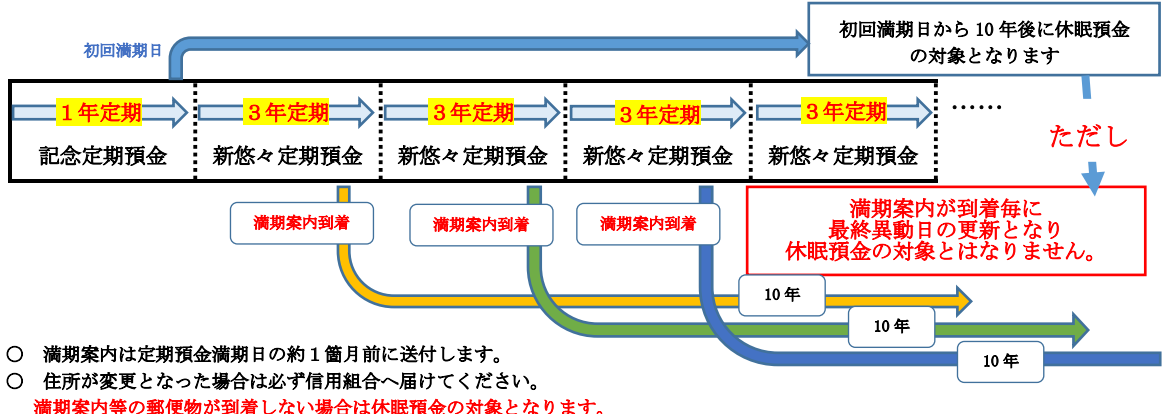
- 以下の日が最終異動日となります。
- ・ 口座に入金、出金、振込入金及び口座振替などにより預金額に変動があった日（普通預金の決算利息の入金は対象外となります）
 - ・ 通帳の発行、記帳及び繰越を行った日
 - ・ キャッシュカードを利用しATMにて残高照会を行った日

○ 定期預金の最終異動日

定期預金の満期日又は証書の発行及び満期の継続記帳を行った日が最終異動日となります。

○ 自動継続定期預金の最終異動日

自動継続の定期預金については初回の満期日から 10 年で休眠預金の対象となります。ただし、「満期のお知らせ」を信用組合からご自宅（所属）へ発送し到着することにより最終異動日（発送から 1 箇月後）となります。



○ 総合口座の最終異動日

総合口座の普通預金に入出金がありその日が最終異動日となった場合は、総合口座の定期預金もその日が最終異動日となります。

○ 共通の最終異動日

公告後「自身の預金が休眠預金となりますか？」といった照会を行った日が最終異動日となります。

ご注意いただきたいこと！

休眠預金等活用法が施行され、最終異動日から 10 年経過後の組合員様の預金は、「預金保険機構」を通じて NPO 法人等から地域社会等に助成されますが、何年経過しても組合員様の預金です。通帳・証書等を見られた場合は信用組合までご連絡ください。所定の手続きのうえ払戻させていただきます。